第5回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成30年12月12日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階305会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 田中委員、山本委員
- 5 事 務 局 安井財政部長、髙﨑財政調整課長、福吉財政調整課長補佐、 淀江主事、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 題
- (1) 答申書(案) について
- (2) その他
- 8 配付資料
- (1) 答申書(案)
- (2)補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン (流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金の差し替え)

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから第5回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、5名が出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

なお、あらかじめご報告申し上げますが、流山市では、審議会等の会議は原則公開 としておりますことから、本審議会は公開といたしますので、あらかじめご了解をい ただきたいと思います。

また、本日は「答申書(案)について」を議題とします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日の配付資料は、会長から答申書(案)として15ページでまとめたもの。それから前回川上委員から空き店舗有効活用補助金について補助金等調査票・補助金等適

正化実行プラン内の主旨・目的について、別に配布された説明資料と書き方が違っていて5年未満という数値も入っていないというご指摘を受け、修正したものをお配りしています。

本日の配付資料については以上2点です。

(山口会長)

それでは、早速、議題1答申書(案)についてです。前回皆様からご意見をいただきましたことについて、まずは原案として作成いたしました。今回の議論をもとに来週の火曜日には決定するように進めたいと思っています。

それでは、個別補助金等評価について 7 ページから順次ご説明しますので、その後 ご議論等をいただければと思います。

(1) 立地企業等協力金については総合評価をAとし、コメントとして「本市における企業立地が停滞していることについては、本審議会としても危惧している旨を申し上げてきたところである。

現行の企業立地促進奨励金による優遇措置をもっても企業立地が進まないのは、立 地対象企業の範囲に加え、本市の土地の現況(事業用地確保の難しさ及び地価の高騰 等)から、交付要件である土地、建物の取得の難しさが、その要因の一つであったこ とは理解できる。

本年7月に、かかる事態を踏まえ、立地対象企業の範囲を拡大するとともに、土地 又は建物の賃借による立地企業も対象とすること等を内容とした条例改正が行われ たところであるが、賃借による立地希望の企業が求める土地・建物の確保には、当該 不動産所有者の理解と協力が不可欠である。

本協力金制度の創設は、当該不動産所有者の賃貸意欲の喚起にもつながり、立地希望企業の土地・建物の確保が促進され、さらなる企業立地の進展が期待でき、妥当である。

ただ、この制度創設に伴い、企業立地が特定地域に集中する恐れがあることや対象 業種が限定されていることから特定の業種が乱立する危惧があるとともに、すでに事 業開始した同業種間での不公平感を惹起しないかとの意見もある。事業実施に当たっ てはかかる点についても考慮され、公平で実効ある企業立地が推進されることを期待 する。」としました。

(2)農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農用地有効活用事業奨励金)については総合評価をAとし、コメントとして「本審議会は、平成29年9月28日付けの答申で、「本市における農業関係補助金等については、『流山市農業振興基本指針』に基づき実施されているものと理解できることから、各事業の必要性自体はおおむね認めることとし、特に同指針に謳っている『課題への対応』については、市民の理解を得るためにも逐次具体的に示すことが必要である。」旨の意見具申を行ったところである。

本事業はその中の一つである「減少を続ける経営耕地と不耕作地への対応」のための事業の創設と理解でき、妥当である。

しかし、荒廃農地を再整備し、営農環境の改善を図るとともに、良好な自然環境の確保を図るという事業目的の必要性は理解できるが、調整区域内の農地であるとはいえ、所有者の保持責任の観点からみると公平性の点で疑問があることを指摘しておく。」としました。

(3) 就労支援施設利用者負担助成金については総合評価をAとし、コメントとして「本助成金は、就労支援施設利用(障害者総合支援法に基づき原則1割負担)に伴う障害者及び家族の負担の軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与するものである。

増額は、直近の利用実績の伸びに加え、さらに利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。

ただ、利用者の就職実績が極めて少ない。厳しさは理解するも、一人でも多くの方が正規雇用につながるようご尽力に期待する。」としました。

(4) 私立保育所等AEDについては総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、保育児童の安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器(AED)を設置する私立保育所等に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助(補助上限額;一園(保育所)当たり50,000円)するものである。

増額は、私立保育所の増設(3園)に伴うものであり、妥当である。」としました。

(5) 受動喫煙防止対策助成金については総合評価をAとし、コメントとして「本助成金は、国の受動喫煙防止対策助成金(中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備に対する助成制度)の支給を受けた、市内に存する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業の事業主に対し、市もその費用の一部を助成し、本市における受動喫煙防止対策の推進を図るものである。本市の健康づくり支援計画にもマッチする事業であり、妥当である。

ただ、これまでは努力義務であったとはいえ、実績が1件と極めて少ない。全面施行(2020年4月)は間近である。周知・広報に努め、実効ある着実な事業推進に期待する。」としました。

(6)農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、小中学校及び保育所の給食に流山産米を供給し、米飯給食を地元産に切り替えることで、児童生徒に対して食への関心を高めるとともに、食の安全・安心性を図り、流山産米の普及に努めることを目的に、学校給食米を提供する市内農家にJA米買取価格と自主流通米価格との差額の一部を補填するものである。

増額は、児童・生徒数の増加によるものであり、妥当である。

ただ、本審議会の「自主流通米価格が変動している中で助成(限度)額に変動が見られない」との指摘については、現在のところ「JA米買取価格に本補助金を交付しても、自主流通米価格に追いつかない状況が続いている。」とのことであるが、補填金が常に上限額となっていることから、固定化・既得権化している感が否めないとの指摘をしているものである。本審議会が従前より求めている補填額(上限額の設定)

のあり方(「自主流通米価格の変動に応じた価格設定の可否」等)について、引き続きの検討を求める。

さらに、供給する産米については、引き続き安定した品質を維持していただきたい。」としました。

- (7)農業振興資金利子補給金については総合評価をAとし、コメントとして「本補給金は、効率的で安定的な農業経営の推進を図るとともに、都市農業の振興を図ることを目的として、「農業後継者」、「新たに農業を営む者」、「農業経営の安定化と近代化を目指す者」が農業振興資金の貸し付けを受けた場合の利子補給を行うものである。
- 増額は、継続事案7件の他に新規融資申し込みが5件(うち1件は新規就農者の予定)見込まれることによるものであり、妥当である。」としました。
- (8)土地改良施設維持管理費補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、多面性のある水田の健全な保全を促進するとともに、水稲の生産性を高め、水害の防止に資するほか、市民生活の安全確保や環境の保全に寄与することを目的に、市内土地改良区(三区)が実施する灌漑排水施設の維持管理等に要する経費の一部を補助するものである。

本審議会は、本補助事業については長期・固定化が否めない事業とした上で、「事業の目的から妥当とはするが、市として各土地改良区の実態を良く把握し、優先度を踏まえた計画性のある事業執行を行うべき。」との指摘をしてきている。

今回の増額は、三土地改良区における「揚水機場取水口浚渫工事」及び「水路回収」等の施設設備の改修に要するものであり、近年頻発している異常気象に伴う豪雨風水 害等への対策からも必要性の高いものと理解でき、妥当である。」としました。

(9) 商業振興共同施設設置等事業費補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図り、もって地域市民の安全・安心等に寄与することを目的に商店街が設置する共同施設(街路灯、防犯カメラ、アーチ、アーケード、駐車場等)の設置経費等の一部を補助するものである。

平成31年度は、新たに江戸川台駅前商店会の「防犯カメラ設置工事」及び平和台銀座通り商店街の「防犯カメラ補修工事」を行うことに要する経費補助であり、防犯対策としてまさに市民の安全・安心に直結する公共性の高いものと理解でき、妥当である。

なお、本審議会が要望している「自助努力による市補助金の逓減化に向けた検討」については、継続しての努力を要望する。」としました。

(10)流山商工会議所事業補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、市内商工業等の振興を図るため、本市の総合的な経済発達の中心的役割を果たす商工会議所の行う各種事業(市内商工業者に対する経営相談、各種研修会、講演会の開催、金融斡旋事業等)に対し、その経費の一部を補助するものであり、平成31年度においても、前年度に引き続き同様の各種事業(補助額7,500千円)を実施することとしている。

平成31年度で大幅な増額(15,500千円)となるのは、築後33年が経過している商工会館の空調設備・照明設備等の大規模改修に要する経費に対する一部補助である。同会館は、本市の商工業の振興に資するための中心的な拠点施設であり、今回の改修工事の内容が市内商工業者等を含めた多くの利用者の利便に供するものであること、及び同会館の建設当初においても市が一定の支援をしている経緯等に鑑み、妥当である。

しかし、本来であれば、かかる改修等は修繕積立金等による自主財源で行うべきものと考える。今後に向け、かかる財源確保に向けた取組みに併せて、本審議会が従前より要望している、「運営基盤強化のための自主事業の拡充」についても引き続き要望する。」としました。

(11) 商店街空き店舗有効活用事業等補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、賑わいを創出し、市内の商店街の活性化等を図ることを目的とした商業団体が行う「商店街空き店舗有効活用事業(賃借する空き店舗の改装費及び賃料補助)」及び「商店街活性化アドバイザー派遣事業」の一部を補助するものである。

増額は、継続する5店舗の他に新たな創業者(1件)にかかる改装費及び家賃補助であり、妥当である。

なお、本審議会が要望している、「本事業を実効あるものとするための他の政策等との協調」及び「新規創業者の適格性等の精査」等については、事前協議の段階で商工会議所の経営指導員による経営指導を義務付けるとともに、創業後においても四半期ごとに経営指導を受けることとするなど、事業の実行と可能性についての精査が伺え、評価できる。」としました。

(12)流山花火大会事業補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、夏の風物詩として定着してきている「流山花火大会」の開催経費の一部を補助するものである。

本事業は、郷土愛の醸成、ふれあいの場の創出とともに、市内外からの来場者を迎える観光資源としての定着を図り、交流人口の増加を目的として行っているものであるが、その効果は、近年における来場者数の増加に現れてきている。

来年度の開催に当たっては、来場者数のさらなる増加が見込まれるとともに、これまで花火大会の警備に協力をいただいてきた警察当局が2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた警備強化に人員を振り向けられることとなるため、自前による警備の強化が課題となっている。

増額は、かかる警備強化を民間警備会社へ委託することに伴う経費増及びさらなる 来場者の増加に対応した会場設営費等の経費増を見込んでのものであり、妥当である。

ただ、かかる事態を考慮し、関東近郊の一部には花火大会の実施時期を変更する等の措置を決めたところもある。増額理由となっている警備強化経費を逓減させるため、 本大会の実施期日を変更することの可否を含めた検討が必要である。

また、従前より要望している「催事収入の確保に努め、補助金の逓減化を図ること」

については、協賛スポンサーの確保等尽力の後が見られ評価できるが、増収に向けたなお一層の努力を引き続き要望する。」としました。

(13)私立幼稚園AED設置事業補助金については総合評価をAとし、コメントとして「本補助金は、児童の健康維持、子供の安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器(AED)を設置する私立幼稚園に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助(補助上限額;一園当たり50,000円)するものである。

増額は、現在AEDを設置している市内8園が新たなリース契約を迎えることとなることから、補助上限額相当額を予定しているものであり、妥当である。」としました。

以上、皆様から頂いた意見を参考にまとめさせていただきましたが、何か意見がありましたらお願いいたします。

(川上委員)

「農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農用地有効活用事業奨励金)」のコメントの中で保持責任という記述がありましたが、所有(保持)することの責任というより管理責任とした方がわかりやすいと思いました。

(山口会長)

保持責任については、良好な状態を保ち続けるという意味合いでの責任を言っていますので、管理責任よりも少し重い責任と考えこのような記述としました。

(川上委員)

「流山花火大会事業補助金」の、増収に向けた一層の努力という表現についてですが、2分の1の補助率であれば、補助金交付団体に増収があったとしても費用面での増額も発生すれば事業費は大きくなり補助額も増えてしまうという結果になると思いますがどうでしょうか。

また、増収があって事業運営的に(交付団体が)潤っていたとしても、補助制度が あれば要望してくるのではないでしょうか。

(山口会長)

団体運営の基本は自主自立であって、まずは自分で稼いで足りないところを補助で 賄うということだと認識しております。

また、補助率の2分の1というのも、通常は事業費の一部補助で2分の1以内となっていると思います。

したがって、通常は自前収入が増えればそれを含めて補助対象事業費を積算します ので補助金は減るという考えです。極端に言うと全部自前収入で賄ってもらえれば補助はしなくても済むと思います。

ただし、商店街の共同施設設置に係る補助金制度のように、本当は商店街が負担すべきものと思いますが、商店街を使うのは何もお客さんだけでなく、ほかの市民も通ることがあり、そこの安全を守るのは市にも責任がありますので、市が応分の負担をすべきという考え方もありますので3分の1以内の負担を定めているのだと思いま

す。

(川上委員)

以前に、自助努力により収入を増やして補助金を減額した(交付)団体があったんでしょうか。

(山口会長)

社会福祉協議会が以前に自前で余剰金を持っていたことがありましたので、まずはこちらを使ってくださいと指摘しました。

これを受け、社会福祉協議会は次年度から先ずはそれを優先的に使うこととし、余 剰金の一定分を取り崩して補助金を減らしてきたことがあります。これが適正化では ないかと思いますし、なるべく市に頼らない補助事業としてやっていただくのが理想 的なやり方だと思います。

(川上委員)

立地企業等協力金について、補助金を出す上で実施機関が優先度を判断し決定しているように思うのですが、実施機関にそのような判断力があるのか疑問に思います。 補助金というのは、交付に係る規定に基づいて要件を満たしていればすべて交付されるものと考えていたので、実施機関で優先度の判断はしてほしくないと思いました。 要は、交付基準があればそれだけで判断し、それ以外で他の人的な判断はいらないんじゃないかという気持ちがありまして。

(山口会長)

市は、補助金交付要綱(基準)に従って交付、不交付の判断をしておりますし、実施機関が優先度などを含めて基準の範囲内で行われているものと思います。

また、我々は市長に対して、市の実施機関が補助金を交付する際にこのような観点に気を付けてほしいという答申をする事になっていますので、我々の答申を受けた市長は、これらを判断の上、各実施機関に指示していくことになります。

したがって、実施機関の職員が独自の判断で何かを決定することはないと思います。 (川上委員)

公平という観点が、職員の判断となると恣意的になる恐れがあると思いまして。

(西村委員) 市長がどのように我々の答申を受けて、実施機関に指示していただく かということになると思いますが。

(川上委員)

A、Bそれぞれの企業が、近距離で同業種について申請してきた場合、市が基準にない観点から補助金申請を断ることになれば、問題になると思いまして。

(山口会長)

それは、まさしく市当局が補助金に係る要綱等に定めた基準に従って補助金申請を 審査することになると思います。

また、我々の意見として近距離に同業種を多く立地しない方が良いという考えがあるのであれば、そのような意見を市長に申し上げることになりますし、この意見がもっともだと市長が判断すれば、そのような条件を基準に設ける要綱改正をすることに

なります。

ただ、我々が、基準等々については申し上げる必要はないと思っております。 (神田委員)

小児科はすでにあるので、単純にどうしてこっちに(TX駅前)という思いはあります。

市民感情として特定の地域に集中するという不公平感は拭い去れないです。 (山口会長)

同業種の立地や特定地域への集中の恐れなど、そういう意見がありましたということを答申に入れたいと思います。

(山口会長)

また、お気づきのところがあれば直しますのでよろしくお願いします。

次に、前文の部分について触れたいと思います。

<配布資料に基づき説明>

「はじめに」につきましては、「今般、流山市長より補助金等審議会(以下、「本審議会」という。)に対し、「平成31年度予算における補助金等の取扱いについて(1. 平成31年度新規要求のあった補助金、2. 平成31年度増額要求のあった補助金)」の諮問がありました。

この諮問を受け、本審議会委員7名は、市の関係部局が作成した「補助金等適正化 実行プラン」(以下、「実行プラン」という。)及び附属説明資料等を基に、市の担当 部局から説明を聴取するとともに議論を行い、審査・評価をしましたので、以下のと おり答申いたします。」としました。

次に、「1 平成31年度補助金等予算要求について」として「 流山市における 平成31年度の補助金等予算要求は、要求全体では125件、3,349百万円(下記(1)表)となっており、前年度当初予算(下記(2)表)と比較しますと、件数では2件の減(市単独補助金等で増2件・減2件、国・県補助金等で増1件・減3件)となっていますが、金額では487百万円の増額要求(市単独補助金等で△40百万円の減額、国・県補助金等で527百万円の増額)となっています。」としております。その増減等の内訳として、(1)で平成31年度、(2)で平成31年度の補助金等予算要求内訳を表で記載しております。

また、表の下に注意書きとして、9月補正と12月補正の表示の件を記載しており、 (注1)として「9月補正に計上した国・県補助金等3件は、「補正予算において新規に計上したもの」が1件と「平成30年度既計上予算額を増額補正したもの」が2件であるため、本表では、補正で新規に計上した件数を外書きで示し、補正計上件数は()内に表示している。したがって、合計件数には新規に計上した件数のみをカウントしている旨を書いています。

(注2) として「9月補正に計上した国・県補助金等3件は、「補正予算において新規に計上したもの」が1件と「平成30年度既計上予算額を増額補正したもの」が2件であるため、本表では、補正で新規に計上した件数を外書きで示し、補正計上件数

- は()内に表示している。したがって、合計件数には新規に計上した件数のみをカウントしている。」としています。
- 次に、(1)の表と(2)の表で比較し、増減している主なものを並べて描いています。
 - ○「市単独補助金等」 2件 1,850千円
 - ・立地企業等協力金 1,250千円
 - ・農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農地有効活用奨励金) 600千円
 - ○「国・県補助金等」
 - ・ブロック塀等除却補助金(注) 10,000千円
- (注)として、本補助金については、平成31年度新規要求の補助金ではあるが、事業の緊急性から、平成30年度9月補正予算で一部を計上し、執行している旨を書いています。
 - ②制度は存するが平成30年度は該当がないことから予算計上がなく、平成31年 度に新たに予算要求する補助金等
 - ○「市単独補助金等」について 2件 1,534千円
 - ·受動喫煙防止対策助成金 1,000千円
 - · 商業振興共同施設設置等事業費補助金 534千円
 - ○「国・県補助金等」について 2件 6,599千円
 - 病児保育施設整備費補助金 4,599千円
 - ・コミュニティ助成事業補助金 2,000千円
 - ③平成30年度には予算計上したが、新年度には予算要求を行わない補助金等
 - ○「市単独補助金等」について 2件 △1,646千円
 - · 社会福祉施設整備資金借入金補助金 △1, 625千円
 - 社会福祉施設整備資金借入金利子補助金 △21千円
 - ○「国·県補助金等」について 3件 △17,900千円
 - ・コミュニティ助成事業補助金(コミュニティセンター)△15,000千円
 - ・地域活動支援センター等家賃補助金 △900千円
 - ・地域の文化・芸術活動事業助成金 △2,000千円
 - ④平成30年度当初予算に比し、増減額が±10,000千円以上の補助金等
 - ○「市単独補助金等」について
 - ・流山商工会議所事業補助金(増額) 15,500千円
 - ·企業立地促進奨励金(減額) △10,950千円
 - ・自治会館建設事業補助金(減額) △19,100千円
 - ・私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)(減額) △13,919千円
 - ○「国・県補助金等」について

- · 私立保育所運営事業補助金(増額) 204, 527千円
- · 私立保育所整備費補助金

平成30年度当初予算比(増額)484,427千円(12月補正後予算比(増額)278,917千円)

小規模保育事業所整備費補助金(減額)△162,000千円

また、上記の(1)平成31度補助金等予算(要求)と(2)平成30年度補助金等予算(当初)を「市単独補助金等」と「国・県補助金等」に分けて増減等を比較について、以下のように記載しております。

「まず、「市単独補助金等」では、件数では増2件・減2件で変化がないものの、 金額では△39,668千円の減額要求となっています。この内訳をみますと、新規・ 増額要求では、上記①の新規要求(2件1,850千円)と②の増額要求(2件1, 534千円)及び④の流山商工会議所事業補助金の増額(15,500千円)がその 主なものとなっていますが、このほかに補助員対象員数の増加等を見込んで増額要求 するもの(8件)がありますので、全体としては13件25,371千円の増額要求 となっています。一方、減額要求をみますと、主なものとしては、上記③の平成31 年度に要求を行わないことによる減額(2件△1,646千円)及び④の大幅に減額 要求するもの(3件△43、969千円)でありますが、このほかに補助対象員数等 の減少を見込んで減額するもの(184)がありますので、全体としては $\Delta65$, 039千円の減額要求となっていて、結果として「市単独補助金等」は△39,668 千円の減額要求となっています。なお、この増減額要求のうち④の流山商工会議所事 業補助金(大規模修繕等に係る増額)及び自治会館建設事業補助金(平成30年度で 終了のため減額)については、いずれも建設関係の単年度限りの事業経費であります ので、仮にこの二件を除いて経常経費の増減としてみた場合にあっても、対前年度△ 36,068千円の減額要求となっています。

以上のとおり、市単独補助金等については、総体的にみて比較的精査された予算要求になっていることがいえます。

なお、新規・増額補助金等についての個別的評価の詳細は、3の(2)のとおりとなっています。

次に「国・県補助金等」では、件数では2件の減となっているものの、金額では526,871千円の増額要求となっています。この内訳をみますと、新規・増額要求では、上記①のブロック塀等除却補助金(新規10,000千円)と②の増額要求(2件6,599千円)及び④の私立保育所運営事業補助金の増額(204,527千円)並びに私立保育所整備費補助金の増額(484,427千円)の5件でその殆どとなっていますが、このほかに補助員対象員数の増加等を見込んで増額要求するもの(12件)がありますので、全体としては17件722,185千円の増額要求となっています。一方、減額要求をみますと、上記③の平成31年度に要求を行わないことによる減額(3件△17,900千円)及び④の小規模保育事業所整備補助金の大幅な減額(△162,000千円)でその殆どを占めていますが、このほかに補助対象員

数等の減少を見込んで減額するもの (8 H) がありますので、全体としては $\triangle 195$, 314 千円の減額要求となっていて、結果として「国・県補助金等」では526, 871 千円の大幅な増額要求となっています。

このように「国・県補助金等」については、本市の常在人口の増加、特に若年世帯 人口の増加が続いていること等から、保育関連事業経費を中心として依然として増加 が続いている状況にあるといえます。」

次の、(1)審査対象補助金等につきましては、平成31年度新規・増額要求補助金等30件の内、これまでと同様、国・県補助金等17件を除く市単独補助金等13件(新規要求2件、増額要求11件)としました。

また、審査に当たっては、「実行プラン」及び附属説明資料等を基に市の担当部局からのヒアリングを2日間に分けて行い、その後各委員からそれぞれの補助金等に対する評価・意見等を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」等を決定しました。

(2)審査日程につきましては、11月7日から日程順に審査内容を表形式で記載し、(3)判断基準及び総合評価区分につきましては、第1回答申と同様に判断基準は5項目、総合評価区分は4段階で行いました。

次に、「3.審査対象補助金等の審査結果」につきましては、総合評価区分のA評価13件(新規補助金等2件、増額補助金等11件)で、個別評価は7ページから14ページに、評価コメントと共に表形式で記載しております。

最後に、「おわりに」として、今回審査対象とした補助金等13件についての個別評価意見については、前記3(2)でそれぞれ申し上げましたが、「今回の要求内容を見ますと、いずれも現下の課題に対応した事業創設と認められること、また、増額要求の11件についても、その大半は事業の必要性が認められるもので、かつ補助対象員数の増加等に伴う増額要求であること、また、これまで改善要望等の指摘をしている補助金等についても、要求内容を精査した結果、引き続いて改善要望する点はあるものの、現状においては増額等の必要性が認められるため「妥当」と評価しました。」としました。また、補助金等審議会からの要望として次のように記載しました。「今回の実行プラン及び説明資料等をみますと、総体的には、これまでの本審議会の意見・要望等への対応策等が具体的に示されるようになってきていますが、依然として要望に対しての具体的な検討がみられないものがありました。該当補助金等については前記3の(2)において再度の検討・要望を付記していますので、是非とも次回説明時には具体的な検討策を「実行プラン」等で示されるようお願いいたします。

このことに関連して、あえて申し上げることになりますが、以前の本審議会答申(平成26年10月1日)にもあるとおり、補助は、「公益上の必要性が客観的に認められるとともに、補助対象者(団体)において『自助努力をもってしてもなお足りず、行政の手助けがどうしても必要』といった部分に限る。」という必要最小限の原則に基づき行われる必要があります。補助事業である以上、基本は補助対象者(団体)が自助努力により財源確保を図り、自立化に向けた努力を最優先に行うべきものであり

ます。その結果如何で、「現行どおり補助の継続が必要」、「継続の必要性はあるが補助率の逓減化」、場合によっては「補助の見直し」等々の検討をすべきものであります。今回改善要望等を行った補助金等はもとより、本審議会がこれまで改善要望等を行った補助金等であっても、前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、今回の本審議会の審査・評価を受けることなく、平成31年度においても継続執行されるものが数多くありますが、これらの補助金等についても、今一度この原点に立ち返り、新年度予算の策定に当たられるよう強く要望いたします。

補助金等は言うまでもなく市民の貴重な税金により賄われているものであります。 新年度においても補助金等が有効に活用されるとともに、適正執行に万全を期されるようお願いいたします。」

この最終ページに各委員の氏名を列記し、答申としたいと思います。一度お持ち帰りいただき、本日の修正部分を整理したものを加えて次回で答申案を決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、何かご意見等ございましたらお願いします。 特に無いようですので、これをもちまして、本日の会議は終了とします。 ありがとうございました。

閉 議 11時15分

流山市補助金等審議会 会長 山口 今朝勝